

福島県自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県が実施する自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱（平成26年2月7日付け25文第3373号。）第5条に規定する自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当した場合に、一定期間、福島県が実施する自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係るすべての競争入札への参加を制限する措置（以下「参加資格制限」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格制限)

第2条 知事は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

2 知事が前項の規定による参加資格制限を行ったときは、財産管理課長は、当該参加資格制限に係る有資格者を入札に参加させてはならない。

(下請負人に関する参加資格制限)

第3条 知事は、前条第1項の規定により参加資格制限を行う場合において、当該参加資格制限について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。ただし、当該下請負人に故意又は重大な責めを負うべき事由が認められるときはこの限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(参加資格制限期間の特例)

第4条 有資格者が、1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号の措置基準に定める運用期間の最も長い措置期間のものをもって措置するものとする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における参加資格制限期間は、それぞれ別表各号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、当初の参加資格制限期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1第1号から第4号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第1号から第4号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第1第5号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第5号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 別表第2第1号から第7号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第7号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

- (4) 別表第2第1号から第3号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第3号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 知事は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に定める参加資格制限期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 知事は、有資格者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に定める長期を超える参加資格制限の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
 - 5 知事は、参加資格制限期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加資格制限の期間を変更することができる。
 - 6 知事は、参加資格制限期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について参加資格制限を解除するものとする。
 - 7 知事は、参加資格制限期間中の有資格者について、新たな事案により措置要件に該当し、参加資格制限を行うこととなったときは、当該参加資格制限に係る期間に、既に措置されている当初の参加資格制限期間の残存期間を加算するものとする。
 - 8 知事は、新たに有資格者となった者について、参加資格制限を行う場合は、資格認定日を始期として行う。この場合、該当する事実により既に参加資格制限がなされた者がいるときは、その参加資格制限が行われた日から期間を定め、資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について参加資格制限を行うものとする。また、該当する事実により参加資格制限がなされた者がいないときは、その事実を知り得た日から期間を定め、その参加資格制限期間のうち資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について参加資格制限を行うものとする。
 - 9 第2項、第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例)

- 第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加資格制限を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項、第4項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、別表第2第2号又は第3号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする（ただし、当該規定適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。）。
- (1) 県の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）の調査において、有資格者が当該談合の事実を否認していたにもかかわらず、その後の捜査機関の捜査等により談合行為が明らかとなり、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
 - (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反若しくは競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らか

かになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- (3) 別表第2第2号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。
- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例）

第6条 別表第2第2号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの参加資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、参加資格制限の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回るときは、第4条第3項の規定を適用するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例）

第7条 知事は、別表第2第1号、第2号、第3号又は第6号（同号の措置基準(2)イに該当する場合に限る。）の措置要件に該当する有資格者のうち、単独で委員会に当該不正行為に関する事実を自ら報告した有資格者について、次の各号の定めるところにより参加資格制限の期間を短縮又は免除することができる。

- (1) 減免適用事業者数は、3者までとする。
- (2) 福島県入札制度等監視委員会運営規程第7条第4号の決定（第6号の規定により「部会」を「委員会」と読み替えた場合を含む。）の前に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間すべてを免除するものとする。
- (3) 前号の決定後に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

（参加資格制限期間の承継）

第8条 参加資格制限期間中の有資格者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格者の業務を承継した有資格者は、当該参加資格制限に係る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、参加資格制限を受けた有資格者の役員が、業務を受け継いだ有資格者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

（報告）

第9条 財産管理者は、有資格者が、別表各号に該当する事実を知ったときは、様式第1号により、速やかにその旨を財産管理課長に報告しなければならない。

(参加資格制限の通知等)

第10条 財産管理課長は、前条の報告を受けたとき又は有資格者が別表各号に該当する事実を知ったときにおいて、第2条第1項又は第3条第1項の規定による参加資格制限の措置が必要であると認めた場合は、知事の決裁を受け、様式第2号によりその旨を当該有資格者に通知するものとする。ただし、当該有資格者に対し通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

2 前項の規定は、第4条第5項、第6項及び第8条の措置を行う場合において準用する。この場合、各々の措置については、様式第3号から様式第5号までにより通知を行うものとする。

3 財産管理課長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、前条の報告を行った財産管理者に対し、報告事案の処理結果を書面で連絡するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 財産管理課長は、参加資格制限期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ総務部長の承認を得るものとする。

(下請等の禁止)

第12条 財産管理者は、参加資格制限期間中の有資格者が、行政財産の貸付契約に基づく自動販売機の設置業務の全部又は一部を下請けし、若しくは受託することを認めてはならない。

(参加資格制限に至らない事由に関する措置)

第13条 財産管理課長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第14条 第2条第1項、第3条第1項又は第4条第5項（ただし、期間の延長の場合に限る。）の措置を受け（第8条の規定に基づく期間の承継を含む。）、又は前条の規定による警告又は注意喚起を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続は、別に定める入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領の規定による。

(参加資格制限の公表)

第15条 財産管理課長は、第2条第1項、第3条第1項並びに第4条第5項及び第6項の措置を行ったとき（第8条の規定に基づく期間の承継があったときを含む。）は、様式第6号により財産管理課のホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置要件

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 福島県が実施する自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>1の2 県が実施する自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る競争入札における条件付一般競争入札参加資格確認申請書又は契約締結後の県への提出資料等に虚偽の記載をし、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(故意等による粗雑業務)</p> <p>2 自動販売機の設置業務(管理運営を含む。以下「業務」という。)のうち、県との行政財産の貸付契約に基づくものの履行に当たり、故意又は過失によりその業務を粗雑にしたと認められるとき(過失による場合でそのかしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>3 県内における業務で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般業務」という。)の履行に当たり、過失によりその業務を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県との行政財産の貸付契約に基づく業務の履行に当たり、契約に違反し、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上8か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県との行政財産の貸付契約に基づく業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた業務関係者事故)</p> <p>7 県との行政財産の貸付契約に基づく業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、行政財産の貸付契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上24か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>4 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し、行政財産の貸付契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>5 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者(以下「有資格者等」という。)が、暴力団等との関係が認められるとき若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、行政財産の貸付契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上24か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、行政財産の貸付契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、行政財産の貸付契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

別記

入札参加資格制限措置の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱い

福島県自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限措置要綱（平成26年 月 日付け25文第 号総務部長通知。以下「措置要綱」という。）第7条の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱いを次のように定める。

（調査審議決定前の不正行為の概要についての報告）

- 第1条 措置要綱第7条の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）に対し行おうとする者（以下「報告者」という。）は、様式第7号による報告書1通をファクシミリを利用して送信することにより福島県総務部入札監理課（以下「入札監理課」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する報告書の提出に関するファクシミリの番号は、024-521-9727とする。
- 3 ファクシミリを利用して第1項に規定する報告書が提出された場合は、入札監理課が受信したときに、当該報告書が委員会に提出されたものとみなす（以下同様に、この事務取扱い中入札監理課に提出された報告及び資料は、委員会に対し提出されたものとみなす。）。
- 4 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を入札監理課に提出しなければならない。

（報告の確認及び提出期限の通知）

- 第2条 入札監理課は、前条第1項に規定する報告書を受領したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書を受領並びに様式第8号による報告書による当該不正行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（以下「提出期限」という。）を電話により通知するものとする。

（調査審議決定前の報告及び資料の提出）

- 第3条 報告者は、前条で通知された提出期限までに、様式第8号による報告書1通及び資料を委員会に提出しなければならない。

（調査審議決定後の報告及び資料の提出）

- 第4条 調査審議に出席を求められた者又は第2条の通知において報告書による報告が調査審議決定後であるとされた者が、入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を委員会に対し行おうとするときは、次条に規定する期日までに、様式第8号による報告書1通及び資料を入札監理課に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する報告書は、ファクシミリを利用して送信することにより提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を入札監理課に提出しなければならない。

（調査審議決定後の報告及び資料の提出を行うべき期限）

- 第5条 調査審議決定後の報告及び資料の提出を行うべき期限は、調査審議が行われた日の初日から起算して6日（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を含めない。）とする。

（報告書及び資料の提出の順位等）

- 第6条 提出期限までに第3条又は第4条に規定する報告書及び資料の提出を行った者が4以上あるときは、第1条第1項に規定する報告書の提出の先後及び第4条第1項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

（第三者への秘匿義務）

- 第7条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に規定する報告書を提出した者は、正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない。

（報告書及び資料の取扱い）

- 第8条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に基づき提出された報告書及び資料は、公正取引委員会及び捜査機関に提供する場合を除き、公表しないものとする。

財産管理課長 様

(財産管理者)

入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記有資格者について、入札参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、福島県自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限措置要綱第 9 条の規定に基づき必要書類を添えて報告します。

記

- 1 該当有資格者
 - (1) 商号又は名称及び代表者氏名
 - (2) 所在地

- 2 入札参加資格制限措置要件に該当する事実
 - (1) 該当する措置要件 (要綱別表第 第 号)
 - (2) 事実又は行為等の発生日時及び概要等
 - (3) 対応経過等

- 3 財産管理者の意見

(※必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。)

様

福島県知事

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限通知書

このたび、貴 様が (の) ① ことは、誠に遺憾であります。よって、下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。

今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに福島県との県有財産賃貸借契約に基づく自動販売機の設置業務の全部又は一部を下請けし、若しくは受託することはできません。

記

- 1 入札参加資格制限の期間 ②
- 2 入札参加資格制限の理由 ③

教示

この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができます。

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
- 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

様

福島県知事

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限期間変更通知書
年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、この
たび下記のとおり入札参加資格制限期間の変更を行ったので通知します。

記

- 1 従前の入札参加資格制限の期間
- 2 変更後の入札参加資格制限の期間
- 3 入札参加資格制限変更の理由

教示

この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができます。

文第 号
年 月 日

様

福島県知事

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限解除通知書
年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、この
たび、下記のとおり当該入札参加資格制限を解除したので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の解除を行った期日
- 2 入札参加資格制限解除の理由

様

福島県知事

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限期間承継通知書

このたび、貴社が現在入札参加資格制限期間中である ① から ② ことに
伴い、福島県行政財産貸付入札参加資格制限措置要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり入札
参加資格制限期間が承継されたので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の承継期間 ③
- 2 入札参加資格制限承継の理由 ④

教示

この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第 3 条第 3 項に基づき、この通知日の翌日から起算して 2 週間以内に苦情を申し立てることができます。

(注)

- 1 ①には、入札参加資格制限期間中の有資格者名を記載する。
- 2 ②は、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ事実を簡明に記載する。
- 3 ③には、入札参加資格制限の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、参加資格制限の期間中の有資格者名、受け継いだ業務内容、概要等を記載する。

様式第7号

入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

福島県入札制度等監視委員会
(福島県総務部入札監理課長)
(ファクシミリ番号 024-521-9727)

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印
電話番号
(担当者の職名及び氏名)

福島県自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限措置要綱第7条の規定による入札参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

○報告する不正行為の概要

1 当該行為の対象となった 業務名等	
2 当該行為の内容	
3 当該行為の時期	年 月 日

記載上の注意事項

1 当該行為の対象となった業務名等

当該行為の対象となった業務名等について、その対象が分かるように具体的に記載すること。業務名等をどのように記載したらよいか分からないときは、入札月日や開札場所など、対象を特定できる項目を記載すること。

2 当該行為の内容

例えば、入札参加者、対象となる業務に係る財産管理者（〇〇事務所など県の機関名を記載する。）等が分かるように、具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

3 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

この報告書をファクシミリで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

ファクシミリ送信後、報告書の正本を郵送すること。

様式第8号

入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

福島県入札制度等監視委員会
(福島県総務部入札監理課長)
(ファクシミリ番号 024-521-9727)

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印
電話番号
(担当者の職名及び氏名)

福島県自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限措置要綱第7条の規定による入札参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった 業務名等	
(2) 当該行為の内容	
(3) 共同して当該行為を行っ た他の事業者の「氏名又は名 称」及び「住所」	
(4) 当該行為の時期	年 月 日

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在の役職名 及び所属名	関与していた当時の役職名及び所属名 (当該役職にあった時期)	氏 名

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名 及び所属名	関与していた当時の役職名 及び所属名 (当該役職にあった時期)	氏 名

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

5 その他参考となるべき事項

6 提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備 考

記載上の注意事項

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった業務名等

当該行為の対象となった業務名等について、その対象が分かるように具体的に記載すること。

例えば、財産管理者（〇〇事務所など県の機関名を記載する）、競争入札の方法（条件付一般競争入札等）等を具体的に記載すること。

(2) 当該行為の内容

例えば、落札予定者の選定方法（ルールの内容）、伝達方法等が分かるように具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の「氏名又は名称」及び「住所」

当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所等についても具体的に記載すること。

(4) 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等がなく、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在関与している者だけでなく、過去に関与したことのある者も可能な範囲で記載すること。

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 当該行為に関与している者を可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

当該行為に係る取決めの実施状況について、具体的に記載すること。

例えば、参加した入札について、落札者が決定された経過、自己が落札者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況、他の者が落札者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況などが分かるように記載すること。

5 その他参考となるべき事項

(1) 例えば、関係する事業者団体の概要等、参考となるべき事項を記載すること。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第

2条第5項第1号から第3号に定める入札談合等関与行為に係ると考えられる事実（いわゆる官製談合）がある場合は、その内容についても記載すること。

6 提出資料

- (1) 当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等、前記1から5までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し提出すること。
- (2) 前記1から5までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の1番目のものには「2-①」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。
この報告書をファクシミリで送信する際は、誤送信することのないようにすること。
ファクシミリ送信後、報告書の正本を郵送すること。

福島県自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限
措置要綱別表措置基準

別表第1（事故等に基づく措置要件）

措置要件	期間	運用基準	運用期間
（虚偽記載） 1 福島県が実施する自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。	12か月
		ロ 有資格者名簿の登録後に県の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。	9か月
		ハ 有資格者名簿の登録後に有資格者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。	6か月
		ニ 有資格者名簿の登録前に県の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が大きいと認められるとき。	3か月
		ホ 有資格者名簿の登録前に虚偽の記載事実について有資格者から報告があり、過失が認められるとき。	1か月
		1の2 県が実施する自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付に係る競争入札における条件付一般競争入札参加資格確認申請書又は契約締結後の県への提出資料等に虚偽の記載をし、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内
ロ 業務着手後に県の調査により虚偽記載の事実が判明し、契約相手方のかしが特に大きいと認められるとき。	9か月		
ハ 業務着手後に契約相手方からの報告により虚偽記載の事実が判明し、契約の相手方のかしが特に大きいと認められるとき。	6か月		

		<p>ニ 業務着手前に県の調査により虚偽記載の事実が判明し、契約相手方のかしが大きいと認められるとき。</p>	3 か月
<p>(故意等による粗雑業務) 2 自動販売機の設置業務（管理運営を含む。以下「業務」という。）のうち、県との行政財産の貸付契約に基づくものの履行に当たり、故意又は過失によりその業務を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でそのかしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内</p>	<p>ホ 業務着手前に虚偽の記載事実について契約相手方から報告があり、契約相手方のかし認められるとき。</p>	1 か月
		<p>(1) 故意に業務を粗雑にしたと認められるとき。 （※(1)については、要綱第4条第4項を適用）</p>	2 4 か月
		<p>(2) 過失により業務を粗雑にしたと認められるとき。</p>	
		<p>イ 補修が不可能な場合（補修による初期の目的を達成できない場合）又は粗雑業務に起因し、公衆への重大な損害（死亡者の発生、公衆への広範な損害・影響等）を与えるなど、公衆への影響が極めて大きいと認められるとき。</p>	1 2 か月
		<p>ロ 粗雑業務に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。</p>	9 か月
		<p>ハ 上記のほか、業務を粗雑にしたと認められるとき（県の責めに帰すべき場合を除く）。 （※粗雑業務が複数箇所に確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することができるものとする。）</p>	1 か月
<p>3 県内における業務で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般業務」という。）の履行に当たり、過失によりその業務を粗雑にした場合において、かしが重大であると認め</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>	<p>イ 補修が不可能な場合又は公衆への重大な損害、若しくは影響（死亡者の発生、公衆への広範な損害等）を与えるなど、粗雑業務に起因する公衆への影響が</p>	6 か月

<p>られるとき。</p>		<p>特に大きいと認められるとき。</p>	
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県との行政財産の貸付契約に基づく業務の履行に当たり、契約に違反し、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 8か月以内</p>	<p>ロ 粗雑業務に起因し、公衆に損害(全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害)を与えたとき。</p> <p>ハ 上記のほか、業務を粗雑にしたと認められるとき(県の責めに帰すべき場合を除く)。 (※粗雑業務が複数箇所に確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することができるものとする。)</p> <p>イ 契約相手方の責めに帰すべき事由により契約解除となったとき(不完全履行)。</p> <p>ロ 変更等の手続を行わない場合において、正当な理由がなく期間内に業務が履行できないとき(履行遅滞)。</p> <p>ハ 監督・検査業務の執行を妨害したとき。</p> <p>ニ 業務の状況が不良で、再三指摘しても改善しないとき又は県の指示に従わないとき。</p> <p>ホ 県の承認を得ないで契約により生ずる賃借権を第三者に譲渡し、又は貸し付けたとき。</p> <p>ヘ 契約に基づく報告等の提出を怠ったとき。</p> <p>ト 前記へに掲げる場合のほか、契約に基づく報告等のかし、遅滞、未提出が認められ、県の指導にもかかわらず改善しないとき。</p>	<p>4か月</p> <p>1か月</p> <p>8か月</p> <p>6か月</p> <p>5か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>2週間</p>

生じた公衆損害事故)

<p>5 県との行政財産の貸付契約に基づく業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>	<p>I 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ II 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ （※ニ及びヘについては、要綱第4条第3項を適用） III 被災者の過失が比較的大きいと認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ （※ハ及びホについては、要綱第4条第3項を適用）</p>	<p>6か月 3か月 2か月 1か月2週間 2か月 1か月 3か月 1か月2週間 1か月 3週間 1か月 2週間 1か月2週間 1か月 3週間 文書注意 3週間 文書注意</p>
<p>6 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内</p>	<p>I 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ （※イについては、要綱第4条第4項適用、ヘについては同条第3項を適用） II 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ</p>	<p>4か月 2か月 1か月2週間 1か月 1か月2週間 3週間 2か月 1か月 3週間 2週間 3週間</p>

		<p>へ 物損程度Ⅰ (※ハ、ニ及びホについては、要綱第4条第3項を適用)</p> <p>Ⅲ 被災者の過失が比較的大きいと認められるとき。</p> <p>イ 死亡(複数) ロ 死亡(1人) ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ へ 物損程度Ⅰ (※ハ及びホについては、要綱第4条第3項を適用)</p>	<p>文書注意</p> <p>1か月2週間 1か月 2週間 文書注意 2週間 文書注意</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた業務関係者事故)</p> <p>7 県との行政財産の貸付契約に基づく業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p>	<p>Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡(複数) ロ 死亡(1人) ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ</p> <p>Ⅱ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡(複数) ロ 死亡(1人) ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ</p> <p>Ⅲ 被災者の過失が比較的大きいと認められるとき。</p> <p>イ 死亡(複数) ロ 死亡(1人) ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ</p>	<p>4か月 2か月 1か月2週間 1か月</p> <p>2か月 1か月 3週間 2週間</p> <p>1か月 1か月 2週間 文書注意</p>
<p>8 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内</p>	<p>Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡(複数) ロ 死亡(1人) ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ (※イについては、要綱第4条第4項を適用)</p> <p>Ⅱ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡(複数) ロ 死亡(1人)</p>	<p>3か月 1か月2週間 1か月 3週間</p> <p>1か月2週間 1か月</p>

		ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ Ⅲ 被災者の過失が比較的 大きいと認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ	2週間 文書注意 1か月 1か月 文書注意 文書注意
--	--	--	---

別表第2 （贈賄及び不正行為等に基づく措置要件）

措置要件	期間	運用基準	運用期間
（贈賄） 1 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内	イ 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	24か月
		ロ 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	21か月
		ハ 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	18か月
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 12か月以上 24か月以内	(1) 県との行政財産の貸付契約に基づく業務において、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。	
		イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。	24か月
		ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。	18か月
		(2) 福島県内において、業務	

<p>格者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>日から 1か月以上 12か月以内</p>	<p>契約に基づく業務に関して廃棄物処理法に違反し、下記のイからホまでに該当したとき。</p>	<p>12か月</p>
		<p>イ 廃棄物処理法に違反し、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>9か月</p>
		<p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消しの処分（ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く。）を受けたとき。</p>	<p>6か月</p>
		<p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	<p>4か月</p>
		<p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	<p>3か月</p>
		<p>ホ 産業廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。 (2) 福島県内において、下記のイからホまでに該当したとき。</p>	<p>6か月</p>
		<p>イ 廃棄物処理法に違反し、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>4か月</p>
		<p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消しの処分（ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く。）を受けたとき。</p>	<p>3か月</p>
		<p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	<p>2か月</p>
		<p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	

	たとき。	
	ロ 業務に関する法令違反により有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12か月
	ハ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、行政財産の貸付契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6か月
	ニ 落札者が契約を締結すること又は契約相手方が契約を履行することを妨害したとき。	5か月
	ホ 談合等不正行為に関する委員会の調査審議に応じない等、不誠実な行為があったとき。	3か月
	ヘ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退し、若しくは有資格者の過失により入札手続を大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。	2か月
	ト 下請業者、資材購入先等への不適正な履行等があったとき	2か月
	チ 参加資格制限期間中の有資格者を下請負人として使用したとき(既に下請契約締結後の下請負業者が入札参加資格制限を受けたときを除く。)	1か月
	リ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第6号に該当したとき。 (※イについては、要綱第4条第4項を適用)	1か月
	(3) 福島県内において、業務に関する法令違反により下記のイ又はロに該当し、行政財産の貸付契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
	イ 業務に関する法令違反	6か月

<p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、行政財産の貸付契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>	<p>により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(4) 福島県外において、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、行政財産の貸付契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 福島県内における違反行為において下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>ロ イに該当する場合のほか、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。</p> <p>(2) 福島県外における違反行為において下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>ロ イに該当する場合のほか、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。</p>	<p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>6か月 ～9か月</p> <p>3か月</p> <p>4か月</p> <p>1か月</p>
---	---------------------------------------	--	--

※ なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において運用、措置するものとする。